

改正後	改正前
第 6 号様式	第 6 号様式
工事請負契約書（略）	工事請負契約書（略）
川崎市工事請負契約約款 （総則）	川崎市工事請負契約約款 （総則）
第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。	第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。	2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。	3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
5 この約款に定める <u>催告</u> 、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。	5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。	6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。	7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。	8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。	9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。	10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。
11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的	11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的

改正後	改正前
<p>管轄裁判所とする。</p>	<p>管轄裁判所とする。</p>
<p>12 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。</p>	<p>12 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。</p>
<p>13 受注者が共同企業体である場合は、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>13 受注者が共同企業体である場合は、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>
<p>第2条・第3条（略） （契約の保証）</p>	<p>第2条・第3条（略） （契約の保証）</p>
<p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p>	<p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p>
<p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結 (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)保証</p>	<p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結 (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)保証</p>
<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負金額の10分の1以上としなければならない。</p>	<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負金額の10分の1以上としなければならない。</p>
<p>3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付</p>	<p>3 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付</p>

改正後	改正前
<p>したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>	<p>したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>
<p>5 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>4 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>第5条 前条の規定にかかわらず、受注者は発注者が求めたときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。</p>	<p>第5条 前条の規定にかかわらず、受注者は発注者が求めたときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、保証金額は、請負金額の10分の3以上としなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、保証金額は、請負金額の10分の3以上としなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 請負金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求するものとし、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (権利義務の譲渡等)</p>	<p>3 請負金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求するものとし、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (権利義務の譲渡等)</p>
<p>第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第4項の規定による内払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の</p>	<p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第4項の規定による内払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他</p>

改正後	改正前
担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
<p>3 受注者が前払金（中間前払金（川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。）第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）を含む。）の使用、内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第7条から第9条まで（略） （監督員）</p>	<p>第7条から第9条まで（略） （監督員）</p>
<p>第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。</p>	<p>第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。</p>
<p>2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議 (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾 (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)</p>	<p>2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議 (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾 (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)</p>
<p>3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p>	<p>3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p>
<p>4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わ</p>	<p>4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わ</p>

改正後	改正前
なければならない。	なければならない。
5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める <u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u> については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。	5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。	6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
第11条から第15条まで（略） （支給材料及び貸与品）	第11条から第15条まで（略） （支給材料及び貸与品）
第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。	第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。	2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から73日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。	3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に <u>種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）</u> などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。	4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に <u>第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかし</u> があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。	5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は	6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は

改正後	改正前
貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。	貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。	9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。	10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。	11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
第17条から第27条まで（略） （一般的損害）	第17条から第27条まで（略） （一般的損害）
第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 （第三者に及ぼした損害）	第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 （第三者に及ぼした損害）
第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担す	第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担す

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、<u>同項</u>の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第58条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、<u>前項</u>の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第52条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p>	<p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p>
<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。</p> <p>(請負金額の変更に代える設計図書の変更)</p>	<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。</p> <p>(請負金額の変更に代える設計図書の変更)</p>
<p>第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。</p>	<p>第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条、<u>第19条、第20条、第21条</u>、第23条、第26条、<u>第27条、第28条</u>、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。</p>
<p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額の増額すべき事由又</p>	<p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額の増額すべき事由又</p>

改正後	改正前
<p>は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>
<p>第32条から第34条まで（略） （前払金の請求及び支払の時期）</p>	<p>第32条から第34条まで（略） （前払金の請求及び支払の時期）</p>
<p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金（中間前払金を除く。）の支払を発注者に請求することができる。</p>	<p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金（<u>中間前払金（川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。）第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）</u>を除く。）の支払を発注者に請求することができる。</p>
<p>2 受注者は、前項の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p>	<p>2 受注者は、前項の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p>
<p>3 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することの認定を受けなければならない。</p>	<p>3 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することの認定を受けなければならない。</p>
<p>4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。</p>	<p>4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。</p>
<p>第36条から第40条まで（略） （部分引渡し）</p>	<p>第36条から第40条まで（略） （部分引渡し）</p>
<p>第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、<u>第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項及び第4項中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事の」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事目的物」とあ</u></p>	<p>第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、<u>第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</u></p>

改正後	改正前												
<p>るのは「指定部分に係る工事目的物」と、<u>同項並びに第33条第1項及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負金額)</p> <p>第42条・第43条（略） （契約不適合責任）</p> <p>第44条 発注者は、第32条第4項(第41条において準用する場合を含む。)の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、<u>引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでない</u></p>	<p>前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負金額)</p> <p>第42条・第43条（略） （かし担保）</p> <p>第44条 発注者は、第32条第4項(第41条において準用する場合を含む。)の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、<u>工事目的物にかしがあるときは、当該引渡しの日から次に掲げる期間内にそのかしの補修又はその補修に代え若しくはその補修とともに損害の賠償を受注者に対し請求するものとする。ただし、そのかしが、受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約において、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項及び第2項に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)である場合には、10年間とする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) <u>鉄骨又はコンクリート構造物</u></td> <td><u>2年</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>木造構造物</u></td> <td><u>1年</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>舗装工事</u></td> <td><u>コンクリート舗装 1年</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>その他の舗装 6月</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>植栽工事</u></td> <td><u>枯れ補償 1年</u></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>設備工事</u></td> <td><u>1年</u></td> </tr> </table> <p>2 前項の場合において、<u>発注者は、かしが重要でなく、かつ、その補償に過分</u></p>	(1) <u>鉄骨又はコンクリート構造物</u>	<u>2年</u>	(2) <u>木造構造物</u>	<u>1年</u>	(3) <u>舗装工事</u>	<u>コンクリート舗装 1年</u>		<u>その他の舗装 6月</u>	(4) <u>植栽工事</u>	<u>枯れ補償 1年</u>	(5) <u>設備工事</u>	<u>1年</u>
(1) <u>鉄骨又はコンクリート構造物</u>	<u>2年</u>												
(2) <u>木造構造物</u>	<u>1年</u>												
(3) <u>舗装工事</u>	<u>コンクリート舗装 1年</u>												
	<u>その他の舗装 6月</u>												
(4) <u>植栽工事</u>	<u>枯れ補償 1年</u>												
(5) <u>設備工事</u>	<u>1年</u>												

改正後	改正前
<p>ときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(削る)</p>	<p>の費用を要するときは、補修を請求することができない。</p> <p>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又は毀損したときは、滅失又は毀損の日から6月以内に同項の権利を行使しなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合において、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、</p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(発注者の任意解除権)</p>	<p>未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第46条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>(1) 請負代金債権(前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)</p> <p>(2) 工事完成債務</p> <p>(3) かし担保債務(受注者が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)</p> <p>(4) 解除権</p> <p>(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。</p>

改正後	改正前
<p>第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条及び第49条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p>	<p>(発注者の解除権)</p>
<p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p>	<p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p>
<p>(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p>	<p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p>
<p>(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p>	<p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。</p>
<p>(4) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p>	<p>(3) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p>
<p>(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p>	<p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p>
<p>(7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。</p>	<p>(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。</p>
<p>(8) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。</p> <p>(削る)</p>	<p>(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。</p> <p>(7) 第50条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。</p>
	<p>ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。</p> <p>イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p>	<p>ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>
<p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第6条第4項の規定に違反して請負代金債権の譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p> <p>(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(10) <u>第51条又は第52条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>(11) <u>受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。</u></p> <p>イ <u>神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p>ウ <u>この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p>エ <u>この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(契約が解除された場合の違約金)</p> <p>第47条の2 <u>受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定により契約が解除された場合</u></p> <p>(注) <u>特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第70条第1項」を加える。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第67条第1項」を加える。</u></p> <p>(2) <u>受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合</u></p> <p>2 <u>次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p>

改正後	改正前
<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(不正行為に対する発注者の解除権)</p> <p>第49条 受注者が、この契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。</p> <p>(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 第55条第2項及び第6項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p>	<p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等</p> <p>3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(不正行為に対する発注者の解除権)</p> <p>第48条 受注者が、この契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。</p> <p>(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第50条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を 保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が 第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共 工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、 工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者 (以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の 各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代 替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>(1) 請負代金債権(前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注 者に既に支払われたものを除く。)</p> <p>(2) 工事完成債務</p> <p>(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に 係るものを除く。)</p> <p>(4) 解除権</p> <p>(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が 施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかか わらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継する ことを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保 証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基 づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に 係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証 金の額を限度として消滅する。</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてそ の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除すること ができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u> (受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに契約を解除</u>することができる。</p> <p>(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(削る)</p>	<p>(受注者の解除権)</p> <p>第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) <u>発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。</u></p>
<p>(削る)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p>	<p>2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>
<p>第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p>	<p>(新設)</p> <p>(解除に伴う措置)</p>
<p>第54条 発注者は、契約が<u>工事の完成前に解除された場合</u>において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>第51条 発注者は、契約が解除された場合において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項の場合において、第35条第1項又は第2項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(注) 1 債務負担行為を設定する契約においては、「第35条第1項又は第2項」の次に「(第68条第1項において準用する場合を含む。)」及び「第39条第1項」の次に「及び第69条第1項」を加える。</p> <p>2 特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「次条第3項又は第77条第1項」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「又は次条第3項」を「次条第3項又は第74条」に改める。</p> <p>4 受注者は、契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>3 第1項の場合において、第35条第1項又は第2項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条第1項又は前条第1項の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(注) 1 債務負担行為を設定する契約においては、「第35条第1項又は第2項」の次に「(第61条第1項において準用する場合を含む。)」及び「第39条第1項」の次に「及び第62条第1項」を加える。</p> <p>2 特定工事請負契約においては、「第47条第1項又は第48条第1項」を「第47条第1項、第48条第1項又は第70条第1項」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「第47条第1項又は第48条第1項」を「第47条第1項、第48条第1項又は第67条第1項」に改める。</p> <p>4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>6 受注者は、契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>
<p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>
<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が<u>第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項</u>の規定によるときは発注者が定め、<u>第45条第1項、第51条又は第52条</u>の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(注) 特定工事請負契約においては、「又は<u>次条第3項</u>」を「<u>次条第3項又は第77条第1項</u>」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「又は<u>次条第3項</u>」を「<u>次条第3項又は第74条</u>」に改める。</p>	<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が<u>第47条第1項又は第48条第1項</u>の規定によるときは発注者が定め、<u>第49条第1項又は前条第1項</u>の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(注) 特定工事請負契約においては、「<u>第47条第1項又は第48条第1項</u>」を「<u>第47条第1項、第48条第1項又は第70条第1項</u>」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「<u>第47条第1項又は第48条第1項</u>」を「<u>第47条第1項、第48条第1項又は第67条第1項</u>」に改める。</p>
<p>9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。 (発注者の損害賠償請求等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、受注者は、<u>損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>工期内に工事を完成することができないとき。</u></p> <p>(2) <u>この工事目的物に契約不適合があるとき。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p>(注) <u>特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第77条第1項」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第74条」に改める。</u></p> <p>(2) <u>工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等</u></p> <p>4 <u>第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>5 <u>第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。</u></p> <p>6 <u>第2項の場合（第47条第9号及び第11号並びに第49条第1項の規定によりこの</u></p>	

改正後	改正前
<p>契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p>	
<p>第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	(新設)
<p>2 第33条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p>	
<p>第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。</p> <p>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>確に告げることで行う。</u></p> <p>4 <u>発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p>5 <u>発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p>6 <u>前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p>7 <u>民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p>8 <u>発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から起算して10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</u></p> <p>10 <u>引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>	

改正後	改正前
(火災保険等)	(火災保険等)
<p>第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。</p>	<p>第52条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。</p>
<p>2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p>
<p>3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p>
(不正行為に対する賠償金)	(不正行為に対する賠償金)
<p>第59条 受注者は、<u>第49条第1項各号</u>のいずれかに該当するときは、発注者の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>第53条 受注者は、<u>第48条第1項各号</u>のいずれかに該当するときは、発注者の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。</p>	<p>(1) 排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。</p>
<p>(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。</p>	<p>(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。</p>
<p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下この号において同じ。)について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。</p>	<p>(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下この号において同じ。)について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。</p>
<p>2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。</p>
<p>3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。</p>	<p>3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散してい</p>	<p>4 第1項及び前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散してい</p>

改正後	改正前
<p>るときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を発注者に支払わなければならない。</p> <p>5 発注者は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて受注者(受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者)の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(注) 発注者が特に必要と認める契約の場合は、第1項の不正行為に対する賠償金の額は、請負金額の10分の2を超え10分の3を超えない範囲内で定めることができる。この場合において、第3項中「10分の2」とある部分は、当該定めた割合を記載するものとする。</p> <p>(損害金等の遅延利息)</p> <p>第60条 受注者は、<u>第55条第1項第1号</u>(<u>第49条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による損害金、<u>同条第2項第1号</u>(<u>第49条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による違約金、<u>第54条第3項</u>の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は<u>第54条第8項</u>の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の受注者が採るべき措置が、<u>第54条第4項</u>の規定による支給材料の返還等又は同条第5項の規定による貸与品の返還等である場合においては、遅延利息の算定基礎となる支給材料又は貸与品の価額は、発注者の帳簿価額とする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第61条 発注者は、<u>第55条第1項第1号</u>の規定による損害金、<u>同条第2項第1号</u>(<u>第49条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による違約金、<u>第54条第3項</u>の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は<u>第59条第1項</u>及び<u>第3項</u>の規定による不正行為に対する賠償金と請負金額、保証金その他受注者に支払うべき債務とを相殺することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の場合において、相殺してなお不足のあるときは、発注者の指定する期間内にその不足額を支払わなければならない。</p>	<p>るときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を発注者に支払わなければならない。</p> <p>5 発注者は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて受注者(受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者)の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(注) 発注者が特に必要と認める契約の場合は、第1項の不正行為に対する賠償金の額は、請負金額の10分の2を超え10分の3を超えない範囲内で定めることができる。この場合において、第3項中「10分の2」とある部分は、当該定めた割合を記載するものとする。</p> <p>(損害金等の遅延利息)</p> <p>第54条 受注者は、<u>第45条第1項</u>の規定による損害金、<u>第47条の2第1項</u>(<u>第48条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による違約金、<u>第51条第3項</u>の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は<u>第51条第8項</u>の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の受注者が採るべき措置が、<u>第51条第4項</u>の規定による支給材料の返還等又は同条第5項の規定による貸与品の返還等である場合においては、遅延利息の算定基礎となる支給材料又は貸与品の価額は、発注者の帳簿価額とする。</p> <p>(相殺)</p> <p>第55条 発注者は、<u>第45条第1項</u>の規定による損害金、<u>第47条の2第1項</u>(<u>第48条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による違約金、<u>第51条第3項</u>の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は<u>第53条第1項</u>及び<u>第3項</u>の規定による不正行為に対する賠償金と請負金額、保証金その他受注者に支払うべき債務とを相殺することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の場合において、相殺してなお不足のあるときは、発注者の指定する期間内にその不足額を支払わなければならない。</p>

改正後	改正前
(あっせん及び調停)	(あっせん及び調停)
<p>第62条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>	<p>第56条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>
(仲裁)	(仲裁)
<p>第63条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p>	<p>第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p>
(情報通信の技術を利用する方法)	(情報通信の技術を利用する方法)
<p>第64条 この約款において書面により行わなければならないこととされている<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p>第58条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>
(発注者への報告等)	(発注者への報告等)
<p>第65条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上の必要な協力</p>	<p>第58条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上の必要</p>

改正後	改正前												
<p>をしなければならない。 (その他の事項)</p>	<p>な協力をしなければならない。 (その他の事項)</p>												
<p>第66条 この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。 (注) 債務負担行為を設定する場合は、次の条項を付け加える。 (債務負担行為に係る契約の特則)</p>	<p>第59条 この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。 (注) 債務負担行為を設定する場合は、次の条項を付け加える。 (債務負担行為に係る契約の特則)</p>												
<p>第67条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</p>	<p>第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</p>												
<table border="0"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円	<table border="0"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
<p>2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円	<p>2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
<p>3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。 (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</p>	<p>3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。 (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</p>												
<p>第68条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条から第37条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。</p>	<p>第61条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条から第37条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。</p>												

改正後	改正前
<p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p>	<p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p>
<p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。</p>	<p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。</p>
<p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p>	<p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p>
<p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第3項の規定を準用する。 (債務負担行為に係る契約の内払の特則)</p>	<p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第3項の規定を準用する。 (債務負担行為に係る契約の内払の特則)</p>
<p>第69条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払を請求することはできない。</p>	<p>第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払を請求することはできない。</p>
<p>2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、第39条第2項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 内払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の内払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの</p>	<p>2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、第39条第2項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 内払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の内払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">出来高予定額+出来高超過額}}×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 各会計年度において、内払を請求できる回数は、第40条中「請負金額」とあるのは「支払限度額」と読み替えて、この規定を準用する。</p> <p>(注) 特定工事請負契約を締結する場合は、次の条項を付け加える。ただし、債務負担行為を設定しない場合は、<u>第70条を第67条とし、第71条を第68条とし、第72条を第69条とし、第73条を第70条とし、第74条を第71条とし、第75条を第72条とし、第76条を第73条とし、第77条を第74条として</u>付け加える。</p> <p>(特定工事請負契約における台帳)</p> <p><u>第70条</u> 受注者は、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を条例第7条第1項に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。</p> <p>2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>(特定工事請負契約に係る事項の周知)</p> <p><u>第71条</u> 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。</p> <p>(1) 対象労働者の範囲</p> <p>(2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額</p> <p>(3) 条例第9条の申出をする場合の申出先</p> <p>(4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。</p> <p>(特定工事請負契約における対象労働者からの申出への対応)</p> <p><u>第72条</u> 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">出来高予定額+出来高超過額}}×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 各会計年度において、内払を請求できる回数は、第40条中「請負金額」とあるのは「支払限度額」と読み替えて、この規定を準用する。</p> <p>(注) 特定工事請負契約を締結する場合は、次の条項を付け加える。ただし、債務負担行為を設定しない場合は、<u>63条を60条とし、64条を61条とし、65条を62条とし、66条を63条とし、67条を64条とし、68条を65条とし、69条を66条とし、第70条を第67条として</u>付け加える。</p> <p>(特定工事請負契約における台帳)</p> <p><u>第63条</u> 受注者は、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を条例第7条第1項に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。</p> <p>2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>(特定工事請負契約に係る事項の周知)</p> <p><u>第64条</u> 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。</p> <p>(1) 対象労働者の範囲</p> <p>(2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額</p> <p>(3) 条例第9条の申出をする場合の申出先</p> <p>(4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。</p> <p>(特定工事請負契約における対象労働者からの申出への対応)</p> <p><u>第65条</u> 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(特定工事請負契約における作業報酬の支払)</p> <p>第73条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。</p>	<p>(特定工事請負契約における作業報酬の支払)</p> <p>第66条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。</p>
<p>(特定工事請負契約における不利益取扱いの禁止)</p> <p>第74条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(特定工事請負契約における不利益取扱いの禁止)</p> <p>第67条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>
<p>(特定工事請負契約における立入調査等)</p> <p>第75条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。</p>	<p>(特定工事請負契約における立入調査等)</p> <p>第68条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。</p>
<p>(特定工事請負契約における是正措置)</p> <p>第76条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第70条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。</p> <p>(注) 債務負担行為を設定しない場合は、「第70条」を「第67条」に改める。</p>	<p>(特定工事請負契約における是正措置)</p> <p>第69条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第63条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。</p> <p>(注) 債務負担行為を設定しない場合は、「第63条」を「第60条」に改める。</p>
<p>(特定工事請負契約における解除の特則)</p> <p>第77条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。</p>	<p>(特定工事請負契約における解除の特則)</p> <p>第70条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。</p>
<p>2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合において</p>	<p>2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合において</p>

改正後	改正前
ても、その損害を賠償する責任を負わない。	ても、その損害を賠償する責任を負わない。